

2. 都市遺産・萩の現状と課題

(1) 失われていく風景、混乱する景観

萩を物語る「土塀と夏みかん」、「古い町家が続く町並み」、「萩の歴史を見守ってきた松の古木」といった代表的な風景が、都市化の波により徐々に失われつつあります。

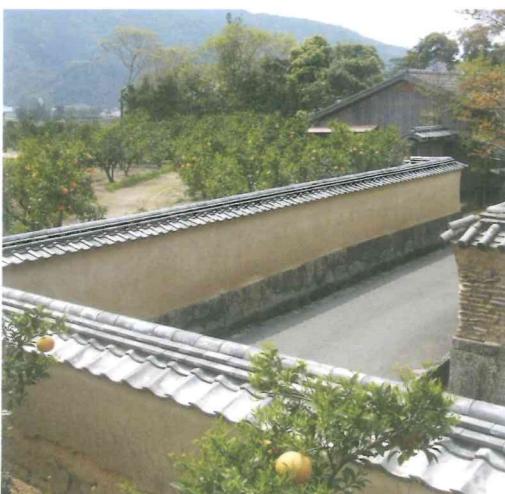
都市遺産・萩のまちは、江戸時代の武家屋敷や町人町、寺町や港町そして豊かな田園を基盤としつつ、明治、大正、昭和初期にかけ、手づくりで築かれ継承されてきたものです。大量生産建材や工業生産塗料を用いることのなかった時代の景色は、土塀や建物の白漆喰壁と黒瓦の無彩色を除けば、あとは建物、石垣、庭園の木・緑・石・土の自然色の世界でした。そこでは夏みかんの実の橙色がどれだけ鮮やかだったことでしょう。

しかし、残念なことに現在の萩のまちには、様々な人工色が溢れ、商用看板が氾濫しています。「萩のまち」の保存運動を展開していく上で、望めば意のままに色やデザインを選択できる現代だからこそ、都市遺産・萩にふさわしい選択は何であるかを、行政そして市民一人一人が常に考えて行動することが求められています。

(2) 「萩学」の探求

萩には、大井の円光寺古墳に代表される古代から、藩政期の260年間、そして近代を経て現代にいたる長い歴史があります。それを物語るように、40近くもの国指定文化財をはじめ、160を超える県・市指定文化財、4つの国選定重要伝統的建造物群保存地区が分布しています（平成25年4月1日現在）。しかしながら、この長い歴史の中で生まれた様々な物語や出来事が、次第に語り継がれなくなりつつあります。

平成16年11月に開館した萩博物館は、こうしたまちじゅうにある文化財の中核施設としての役割とともに、萩の歴史を語り継ぐための情報拠点としての役割を担っています。さらに今後は、この萩博物館と協働しながら市民一人一人が萩の歴史をしっかりと語り継ぐとともに、その歴史や風土のなかで育まれた「萩が萩であることの意味やその拠り所となる考え方や生活・行動様式」、すなわち「萩学」を探求することが必要です。



土塀から顔を出す夏みかん



古い町家が続く町並み

(3) 観光資源、観光インフラの整備

平成16年11月11日、萩市は萩開府400年を迎え、萩博物館の建設とともに、北の総門復元や外堀、旧久保田家、郡司鋳造所遺構などの文化財及び関連施設の整備が行われてきました。そして今は、平成30年の明治維新150年に向けて幕末・維新の萩物語を語り継ぐための記念事業が展開されています。また一方で、萩への基幹自動車道の建設も着手されており、市内各所では観光用駐車場の整備も行われてきました。こうした新しい観光資源や観光施設、観光アクセスが生まれつつあるなか、これらを使いこなすことのできる新たな観光地・萩の姿が模索されています。

3. 萩まちじゅう博物館

萩の希有（けう）な風景や景観が失われていくのを防ぐには、その無二の価値が、行政や市民だけでなく、この地を訪れる人々を通してより広く共有され、その上で世界的遺産とも言える「萩のまち」の保存運動を展開していく必要があります。これはとりもなおさず、他地域、諸外国の人々と質の高い文化交流ができる新たな観光のあり方が問われていることを意味します。

そのためには、「萩学」を支柱とした博物館や市民の活動による都市遺産・萩の再発見を進め、まちじゅうに輝きを取り戻すことが必要です。そしてそれら光を取り戻した遺産を舞台として、市民が主（あるじ）として客を迎える主客交流（観光）を実現させなければなりません。主として訪ね来る客が何を求めているかを知り、しっかりと迎え入れもてなす体制を整えること、それが新たな観光地づくりへの挑戦となります。

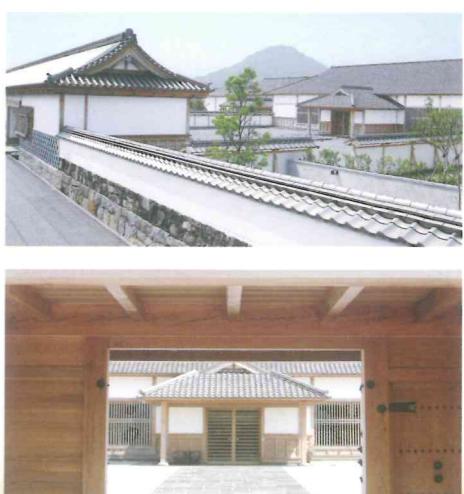
こうしたまち全体を博物館ととらえるまちづくり、観光地づくりの取組を「萩まちじゅう博物館」と名付け、以下に述べる諸計画を実現することによって、萩のさらなる魅力づくりの展開と活性化を図ります。

(1) 研究・保存

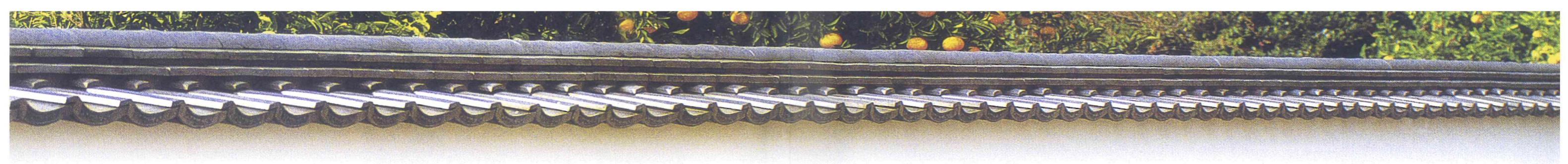
萩の資源であり魅力である歴史や文化はもとより、自然、産業、暮らしを研究し、歴史的環境や自然環境が破壊されるのを未然に防止する方策を探求するとともに、市民と市が一体となり、愛着、誇りをもって保存運動に取り組みます。また、広く他地域、諸外国の人々にも理解を得ながら賛同者の輪を広げ、その信託（トラスト）によって土地や建物などの保全・保存・修復などを進めていきます。



萩の歴史を見守ってきた松の古木



萩博物館



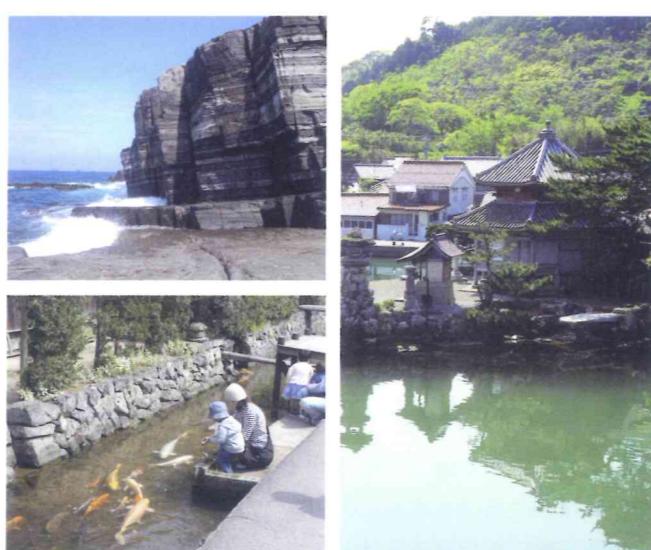
(2) 展示・情報発信・活用

保全・保存された歴史的環境や自然環境を、現地において、その価値を損なわないように正しく展示します。さらにそうした情報を発信することにより、市民が萩を再発見し、その新たな価値を見いだし活用できる仕組みを創り出します。



(3) 拠点整備と周辺整備

萩博物館をまちじゅう博物館の中核施設として位置付けるとともに、地域にある資源を地域博物館として整備し、ネットワークで結びます。また、全国から萩、萩博物館から地域博物館、そして地域博物館から地域博物館などを結ぶアクセス道路と、地域博物館の周辺には歴史・文化・自然の探索路として発見の小径を整備します。



(4) 「心のふるさと・萩」のおもてなし

萩にはいつも変わらないという安心感があります。いわば日本の「心のふるさと」なのです。この「心のふるさと・萩」を訪れた人々が「もう一度萩に行きたい」と思うような、そして彼らを迎えた市民が「萩に住んで良かった」、「萩を終(つい)の住処(すみか)にして良かった」と日々思えるような、そんなおもてなしをまちじゅうで推進します。



萩まちじゅう博物館構想

1. 萩の歴史と都市遺産

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦に敗れた毛利輝元は防長2か国に移封され、慶長9年（1604）、萩に開府しました。以来260年余り、萩は毛利36万9千石の城下町として発展し、また幕末期には近代日本の礎を築いた人々を輩出する明治維新胎動の地となりました。

萩には、この藩政期260年間に形成された城下町のたたずまいが都市遺産として今日まで継承されており、日本で唯一と言えるほど「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」となっています。萩の城跡や武家屋敷、維新の志士の旧宅、寺院などは日本を代表する貴重な文化財です。さらに、その傍らで近世そのままの空間が市民によって住みこなされ、いたる所に息づいていることこそ、優れた「都市遺産」であると言えます。

こうした面的に広がる都市遺産に対し、堀内・平安古・浜崎・佐々並市の重要伝統的建造物群保存地区をはじめ、東光寺及び吉田松陰誕生地付近や藍場川周辺等の歴史的景観保存地区などについては、これまでも貴重な歴史・文化資源として維持、保存が図られてきましたが、それらもまだ貴重な遺産の一部に過ぎません。萩のまちには、観光客も、そして萩市民でさえ気づいていない、すばらしい都市遺産が眠っていると私たちは考えています。



萩市街鳥瞰図屏風（吉田初三郎 画）

進取の気風

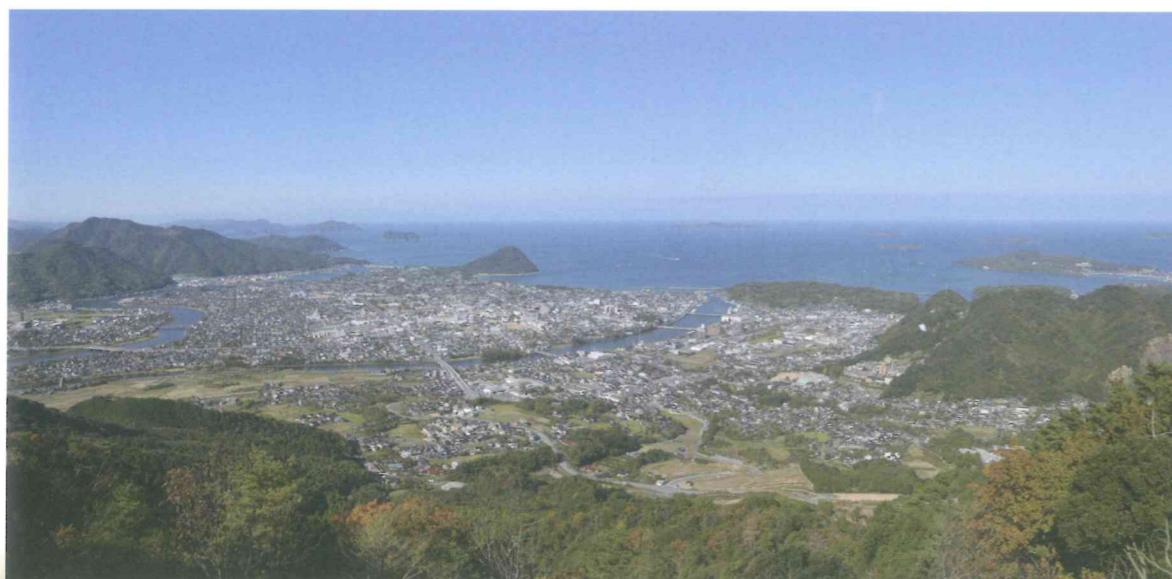
昭和30年代から始まった高度成長という大きなうねりのなかで、全国の歴史的集落や町並みが失われ始めた時代において、萩市は、昭和47年10月に市独自の歴史的景観保存条例を制定し、堀内や平安古に残る土塹や武家屋敷を時代の荒波から守るなど、いち早くその保存に取り組んできました。

この萩市の動きに呼応して、昭和50年に文化財保護法が改正され、伝統的建造物群保存地区が制度化されると、翌年には、全国で最初となる国の重要伝統的建造物群保存地区として、堀内と平安古の2地区が選定を受けました。さらに、平成13年には浜崎、平成23年には佐々並市が新たに選定を受けたことにより、選定地区は全国最多の4地区となり、名実ともに日本を代表する町並み保存の先進地となっています。

国は、萩市のような地方の積極的な町並み保存の動きに誘引され、景観法を平成16年6月に制定しました。この法律は、県や市町村の歴史的町並み保存や都市景観形成、農村景観保全などの施策を、国が法律を根拠に促進しようとするものです。これを受けて萩市は、全国で10番目、中国・四国地方では最初の景観行政団体となり、平成19年には美しい自然や歴史的・文化的遺産を保全する景観計画を策定しました。

また、平成20年5月には歴史的価値の高い建造物や伝統を反映した人々の営みを後世に継承することを目的とした「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称「歴史まちづくり法」)が制定され、萩市も平成21年1月に同法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定を全国で最初に受け、歴史的建造物等の保存・修理を計画的に行ってています。

伝統的に進取の精神をもつ萩市は、この好機をとらえ、全国の範となるように都市遺産を保存・活用する「萩まちじゅう博物館」という先駆的な取組を大胆かつ確実に展開しています。



田床山からの萩市全景

萩まちじゅう博物館条例

私たちのまち萩には、毛利藩政期260年に形成された城下町のたたずまいや町割りなどが今なお残り、「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」となっています。

萩の城跡や武家屋敷、町家、維新の志士の旧宅、寺院等は、それぞれが日本を代表する貴重な文化財であるとともに、城下町全体がかけがえのない姿で残されています。

更に、その傍らで近世そのままの空間が私たち市民によって住みこなされ、いたる所に息づいていることこそ、優れた都市遺産であると言えます。

ここに、私たち市民は、まちじゅうを博物館としてとらえ、この都市遺産を大切に保存・活用し、萩にしかない宝物を次世代に確実に伝え、「萩に住んで良かった」「萩を終(つい)の住処(すみか)にして良かった」と日々実感できるような魅力あるまちづくりに努めるとともに、萩を訪れた人々に萩の良さや歴史を、愛着と誇りを持って伝えることで、「萩は、日本の心のふるさと」と思われるような、そんなおもてなしをまちじゅうで推進することを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりの基軸となる萩まちじゅう博物館を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 都市遺産 町並み、町家、文化財その他の歴史的環境及びその背景となる自然環境並びに市民生活の中で継承され、育まれた文化的な遺産をいう。

(2) まちじゅう博物館 萩のまち全体を一つの博物館としてとらえ、本市固有の都市遺産の保存及び活用を図ることをいう。(市と市民の責務)

第3条 市と市民は、第1条の目的の達成を図るために、次の各号に掲げるところにより、まちじゅう博物館の推進に寄与するよう努めるものとする。

(1) 都市遺産の保存

ア 市は、萩の資源であり魅力である本市固有の都市遺産について研究し、都市遺産を形づくる歴史的環境や自然環境が破壊されることを未然に防止するよう努めるものとする。

イ 市は、市民との協働により、愛着と誇りをもって本市固有の都市遺産の保存に取り組むものとする。

ウ 市と市民は、本市固有の都市遺産の保存について、広く他地域又は他国の人々の理解を得ながら賛同の輪を広げ、ワンコイントラスト(100円信託)運動等その信託により、歴史的環境及び自然環境の保全、保存、修復等を行うよう努めるものとする。

(2) 都市遺産の活用

ア 市は、保存された都市遺産を、できる限り現地において、その価値を損なわないよう展示するものとする。

イ 市は、展示に係る情報を発信することにより、市民が萩を再発見し、萩を訪れた人々もその新たな価値を見出し、活用できる仕組みを創り出すよう努めるものとする。

(3) その他

ア 市は、まちじゅう博物館の中核施設として萩博物館を位置付けるとともに、市内各地に散在する史跡、文化財等を地域博物館としてとらえ、それらを結ぶネットワークを構築するものとする。

イ 市は、他地域と萩、萩博物館と地域博物館、地域博物館と他の地域博物館等を結ぶ道路その他の交通アクセスの整備を図るものとする。

ウ 市は、地域博物館の周辺に歴史・文化・自然の探索路として発見の小径を整備するものとする。

(館長)

第4条 まちじゅう博物館に館長を置く。

2 館長は、市と市民の協働によるまちじゅう博物館の事業を実施するとともに、萩博物館を総括し、その管理及び運営を行うものとする。

(行動計画の策定)

第5条 市は、まちじゅう博物館を推進するため、市と市民の基本的な行動計画として萩まちじゅう博物館行動計画を策定するものとする。

(推進委員会)

第6条 市と市民の協働によるまちじゅう博物館を推進するため、萩まちじゅう博物館推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

2 推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員会が定める。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月6日から施行する。

萩まちじゅう博物館構想

萩
市

萩市まちじゅう博物館推進課

〒758-8555 山口県萩市大字江向510番地
TEL:0838-25-3290 FAX:0838-26-3803
e-mail:machihaku_jimu@city.hagi.lg.jp